

第 41 号議案

滋賀県公立高等学校入学者選抜制度大綱の一部改正について

滋賀県公立高等学校入学者選抜制度大綱を次のとおり定める。

令和 5 年 12 月 22 日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

滋賀県公立高等学校入学者選抜制度大綱（案）

第1 全日制の課程における入学者選抜

「一次募集」と「二次募集」を実施する。

「一次募集」においては、原則として全ての学校、学科（科）が「一般型選抜」と「学校独自型選抜」を実施するものとする。

全ての志願者が学力検査を受検するものとする。

1 一次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

ア 検査期日は原則として、2日間とし、1日目は学力検査の実施日、2日目は学校独自型選抜の検査の実施日とする。

イ 出願後1回に限り、他の学校、学科（科）へ、その出願を変更できるものとする。

(2) 募集枠

一般型選抜および学校独自型選抜における募集人数は、各高等学校が作成する実施計画に基づいて、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定める。

(3) 学力検査

ア 実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語（英語）の5教科を原則とする。

イ 実施教科の配点は各教科100点を標準とする。

ウ 実施教科の配点に、比重をかけることができる。

(4) 一般型選抜

ア 主として志願者の学力を評価するものとする。

イ 志願者の学力は、学力検査や個人調査報告書等を用いて測るものとする。

(5) 学校独自型選抜

ア 学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的に評価するものとする。

イ 学校または学科の特色に応じた方法を組み合わせて実施するものとする。

ウ 中学校長推薦と自己推薦の2種類の方式から1つまたは2つを選択して実施することができる。

エ 検査は、作文、小論文、面接、口頭試問、プレゼンテーション、実技検査等の中から1つ以上を課すものとする。

オ 中学校長推薦方式において出願できる者は、学校または学科の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。

カ 自己推薦方式において出願できる者は、学校または学科の出願要件を満たす者とする。また、志願者は活動実績報告書を提出するものとする。

(6) 追検査

ア やむを得ない事情によって、一次募集を受検できなかった者に対して追検査を行うものとする。

イ 詳細については入学者選抜要項で定める。

(7) 入学許可予定者の決定

ア 一般型選抜と学校独自型選抜それぞれの受検者に対して行うものとする。

イ 学校独自型選抜、一般型選抜の順に行い、一般型選抜は学校独自型選抜の結果を受けて行うものとする。

ウ 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自型選抜の検査結果、個人調査報告書等を資料とする。

- エ 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。
- オ 一般型選抜および学校独自型選抜の両方において、個人調査報告書の特別活動等ならびに総合的な学習の時間の記載事項について積極的に評価するものとする。

2 二次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

- ア 一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科（科）については、二次募集を行うものとする。
- イ 検査期日は、一次募集における入学許可予定者の発表後とする。
- ウ 出願の変更はできないものとする。

(2) 実施内容等

- ア 検査方法
二次募集においては、面接と、作文等を実施する。
- イ 入学許可予定者の決定
個人調査報告書のほか、アで課した面接および作文等の結果を資料とする。

第2 定時制の課程における入学者選抜（単位制の転入学・編入学を除く）

「一次募集」と「二次募集」を実施する。

「一次募集」においては全ての学校、学科（科）が「一般型選抜」を実施するものとし、「学校独自型選抜」については、県教育委員会と協議のうえで、実施することができるものとする。

原則として全ての志願者が学力検査を受検するものとする。

1 一次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

第1の1（1）に同じ。

(2) 募集枠

第1の1（2）に同じ。

(3) 学力検査

ア 第1の1（3）アに同じ。

イ 第1の1（3）イに同じ。

ウ 第1の1（3）ウに同じ。

エ 満19歳以上の志願者で希望する者について、学力検査を面接および作文をもって代えることができる。

(4) 一般型選抜

第1の1（4）に同じ。

(5) 学校独自型選抜

第1の1（5）に同じ。

(6) 追検査

第1の1（6）に同じ。

(7) 入学許可予定者の決定

第1の1（7）に同じ。

2 二次募集は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

第1の2(1)に同じ。

(2) 実施内容等

第1の2(2)に同じ。

第3 通信制の課程における入学者選抜

1 検査期日は、全日制および定時制の課程の検査期日とは別の日程とする。

2 入学許可予定者数が、募集定員に満たなかったときは、二次募集を行うものとする。

第4 その他

この大綱に定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、県教育委員会が入学者選抜要項で定める。

付 則

この大綱は、平成6年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成7年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成9年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成10年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成15年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成18年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、平成29年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

付 則

この大綱は、令和8年度滋賀県公立高等学校入学者選抜から実施する。

○新旧対照表（滋賀県公立高等学校入学者選抜制度大綱）

日付：令和5年12月22日

新	旧
<p>第1 <u>全日制の課程</u>における入学者選抜</p> <p><u>「一次募集」と「二次募集」を実施する。</u></p> <p><u>「一次募集」においては、原則として全ての学校、学科（科）が「一般型選抜」と「学校独自型選抜」を実施するものとする。</u></p> <p><u>全ての志願者が学力検査を受検するものとする。</u></p>	<p>第1 全日制および定時制課程における入学者選抜</p> <p>「一般選抜」、「推薦選抜」・「特色選抜」および「スポーツ・文化芸術推薦選抜」とする。</p> <p>推薦選抜・特色選抜については、全日制の課程においては学校または学科によっていずれかを実施するものとする。</p> <p>スポーツ・文化芸術推薦選抜については、スポーツ強化拠点校または文化芸術推進強化校の指定を受けた全日制および定時制の課程が、県教育委員会と協議のうえ、実施するものとする。</p>
<p>1 <u>一次募集</u>は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 検査期日等</p> <p>ア <u>検査期日は原則として、2日間とし、1日目は学力検査の実施日、2日目は学校独自型選抜の検査の実施日とする。</u></p> <p>イ 出願後1回に限り、他の学校、学科（科）へ、その出願を変更できるものとする。</p> <p><u>(2) 募集枠</u></p> <p><u>一般型選抜および学校独自型選抜における募集人数は、各高等学校が作成する実施計画に基づいて、滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が定める。</u></p> <p><u>(3) 学力検査</u></p> <p>ア 実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語（英語）の5教科を原則とする。</p> <p><u>1</u> 実施教科の配点は各教科100点を標準とする。</p>	<p>1 一般選抜は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 検査期日等</p> <p>ア 全日制および定時制（単位制の転入学・編入学を除く。以下同じ。）の課程の検査期日は、同日程とする。</p> <p>イ 出願後、1回に限り、他の学校、学科（科）へ、その出願を変更できるものとする。</p> <p>ウ 入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科（科）については、二次選抜を行うものとする。</p> <p>(2) 学力検査実施教科等</p> <p>ア 学力検査実施教科は、国語、数学、社会、理科および外国語（英語）の5教科を原則とする。</p> <p>イ 滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議のうえ、面接、作文または実技検査のいずれか一つを課することができる。この場合において、学力検査実施教科の数を減じることができる。</p> <p>ウ 二次選抜においては、面接および作文を実施する。</p> <p>エ 定時制課程においては、満21歳以上の志願者で希望する者について、学力検査を面接および作文をもって代えることができる。</p> <p>(3) 配点</p> <p>ア 学力検査実施教科の配点は各教科100点を標準とする。</p> <p>面接、作文または実技検査の配点は50点から100点までとする。</p>

ウ 実施教科の配点に、比重をかけることができる。

(4) 一般型選抜

ア 主として志願者の学力を評価するものとする。

イ 志願者の学力は、学力検査や個人調査報告書等を用いて測るものとする。

(5) 学校独自型選抜

ア 学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的に評価するものとする。

イ 学校または学科の特色に応じた方法を組み合わせて実施するものとする。

ウ 中学校長推薦と自己推薦の2種類の方式から1つまたは2つを選択して実施することができる。

エ 検査は、作文、小論文、面接、口頭試問、プレゼンテーション、実技検査等のうちから1つ以上を課すものとする。

オ 中学校長推薦方式において出願できる者は、学校または学科の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けた者とする。

カ 自己推薦方式において出願できる者は、学校または学科の出願要件を満たす者とする。また、志願者は活動実績報告書を提出するものとする。

(6) 追検査

ア やむを得ない事情によって、一次募集を受検できなかった者に対して追検査を行うものとする。

イ 詳細については入学者選抜要項で定める。

(7) 入学許可予定者の決定

ア 一般型選抜と学校独自型選抜それぞれの受検者に対して行うものとする。

イ 学校独自型選抜、一般型選抜の順に行い、一般型選抜は学校独自型選抜の結果を受けて行うものとする。

ウ 学校独自型選抜においては、学力検査結果、学校独自型選抜の検査結果、個人調査報告書等を資料とする。

エ 一般型選抜においては、学力検査結果、個人調査報告書等を資料とする。

オ 一般型選抜および学校独自型選抜の両方において、個人調査報告書の特別活動等ならびに総合的な学習の時間の記載事項について積極的に評価するものとする。

イ 県教育委員会と協議のうえ、学力検査実施教科の配点に比重をかけることができる。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査実施教科等の結果と個人調査報告書を資料として行う。

この場合において、個人調査報告書の特別活動等（ボランティア活動、スポーツ活動、文化活動等）、ならびに総合的な学習の時間の記載事項については積極的に評価するものとする。

イ 二次選抜においては、アで定める個人調査報告書のほか、(2)ウで課した面接、作文の結果を資料とする。ただし、学力検査実施教科の結果を参考資料とすることができる。

<p><u>2 二次募集は、次に定めるところにより行う。</u></p> <p><u>(1) 検査期日等</u></p> <p><u>ア 一次募集において、入学許可予定者数が募集定員に満たなかった学科(科)については、二次募集を行うものとする。</u></p> <p><u>イ 検査期日は、一次募集における入学許可予定者の発表後とする。</u></p> <p><u>ウ 出願の変更はできないものとする。</u></p> <p><u>(2) 実施内容等</u></p> <p><u>ア 検査方法</u> <u>二次募集においては、面接と、作文等を実施する。</u></p> <p><u>イ 入学許可予定者の決定</u> <u>個人調査報告書のほか、アで課した面接および作文等の結果を資料とする。</u></p>	
	<p>2 推薦選抜・特色選抜は、次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 検査期日 推薦選抜と特色選抜の検査期日は、同一日とする。</p> <p>(2) 募集枠 推薦選抜・特色選抜における募集枠は、体育科、音楽科および美術科を除き、原則として、募集定員の50%を超えないものとする。</p> <p>(3) 推薦選抜 全日制および定時制の課程にあっては、県教育委員会と協議のうえ、推薦選抜を実施することができる。</p> <p>ア 出願できる者 学校または学科の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けたものとする。</p> <p>イ 検査方法 面接、作文または実技検査のいずれか二つ以内を課すものとする。</p> <p>ウ 入学者の選抜 個人調査報告書、推薦書およびイで課した面接、作文または実技検査の結果を資料として行う。 この場合において、特別活動等および総合的な学習の時間の記載事項については積極的に評価するものとする。</p> <p>(4) 特色選抜 全日制および定時制の課程にあっては、県教育委員会と協議のうえ、特色選抜を実施することができる。</p> <p>ア 検査方法等 学校または学科の特色に応じた選抜を行うものとし、口頭試問、小論文、実技検査または総合問題のうちいずれか二つ以上を課すも</p>

のとする。

なお、志願者全員が志願理由書を提出するものとする。

イ 入学者の選抜

個人調査報告書、志願理由書、およびアで課した、口頭試問、小論文、実技検査または総合問題の結果を資料として行う。

この場合において、特別活動等および総合的な学習の時間の記載事項については積極的に評価するものとする。

3 スポーツ・文化芸術推薦選抜は、次に定めるところにより行う。

(1) 検査期日等

ア 検査期日は、推薦選抜・特色選抜と同一日または翌日とする。

イ 出願先高等学校の同一課程、同一学科または同一科において実施される「推薦選抜」または「特色選抜」を併願することができる。

(2) 募集枠

スポーツ・文化芸術推薦選抜における募集枠は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、体育科、音楽科および美術科については、この限りでない。

ア 推薦選抜・特色選抜およびスポーツ・文化芸術推薦選抜の募集枠の合計が、募集定員の50%を超えないものとする。

イ スポーツ・文化芸術推薦選抜における募集枠が、推薦選抜・特色選抜における募集枠の50%を超えないものとする。

ウ 1 指定競技・部門・種目につき10名以内とする。

(3) 実施内容等

ア 出願できる者

学校または学科のスポーツ活動、文化芸術活動の推薦要件に適する者で、中学校長の推薦を受けたものとする。

イ 検査方法

実技検査を実施するとともに、面接、作文または小論文のうちから一つを課すものとする。

ただし、適性検査を実施する学校・学科にあっては、実技検査を行わず、適性検査をもってこれに代えることができ、また、特色選抜実施校は、特色選抜の総合問題を合わせて実施することができる。

ウ 入学者の選抜

個人調査報告書、推薦書およびイで課した検査の結果を資料として行う。

この場合において、特別活動等におけるスポーツ活動または文化芸術活動の記載事項については積極的に評価するものとする。

	<p>4 適性検査 専門学科およびスポーツ・文化芸術推薦選抜を実施する学校・学科においては、県教育委員会と協議のうえ、適性検査を実施することができる。</p>
<p><u>第2 定時制の課程における入学者選抜（単位制の転入学・編入学を除く）</u></p> <p><u>「一次募集」と「二次募集」を実施する。</u> <u>「一次募集」においては全ての学校、学科（科）が「一般型選抜」を実施するものとし、「学校独自型選抜」については、県教育委員会と協議のうえで、実施することができるものとする。</u> <u>原則として全ての志願者が学力検査を受検するものとする。</u></p> <p><u>1 一次募集は、次に定めるところにより行う。</u></p> <p><u>（1）検査期日等</u> <u>第1の1（1）に同じ。</u></p> <p><u>（2）募集枠</u> <u>第1の1（2）に同じ。</u></p> <p><u>（3）学力検査</u> <u>ア 第1の1（3）アに同じ。</u> <u>イ 第1の1（3）イに同じ。</u> <u>ウ 第1の1（3）ウに同じ。</u> <u>エ 満19歳以上の志願者で希望する者について、学力検査を面接および作文をもって代えることができる。</u></p> <p><u>（4）一般型選抜</u> <u>第1の1（4）に同じ。</u></p> <p><u>（5）学校独自型選抜</u> <u>第1の1（5）に同じ。</u></p> <p><u>（6）追検査</u> <u>第1の1（6）に同じ。</u></p> <p><u>（7）入学許可予定者の決定</u> <u>第1の1（7）に同じ。</u></p> <p><u>2 二次募集は、次に定めるところにより行う。</u></p> <p><u>（1）検査期日等</u> <u>第1の2（1）に同じ。</u></p> <p><u>（2）実施内容等</u> <u>第1の2（2）に同じ。</u></p>	
<p><u>第3 通信制の課程における入学者選抜</u></p> <p>1 検査期日は、全日制および定時制の課程の検査期日とは別の日程とする。</p> <p>2 入学許可予定者数が、募集定員に満たなかったときは、二次<u>募集</u>を行うものとする。</p>	<p><u>第2 通信制の課程における入学者選抜</u></p> <p>1 検査期日は、全日制および定時制の課程の検査期日とは別の日程とする。</p> <p>2 入学許可予定者数が、募集定員に満たなかったときは、二次選抜を行うものとする。</p> <p>3 出願時に面接を課すものとする。</p>

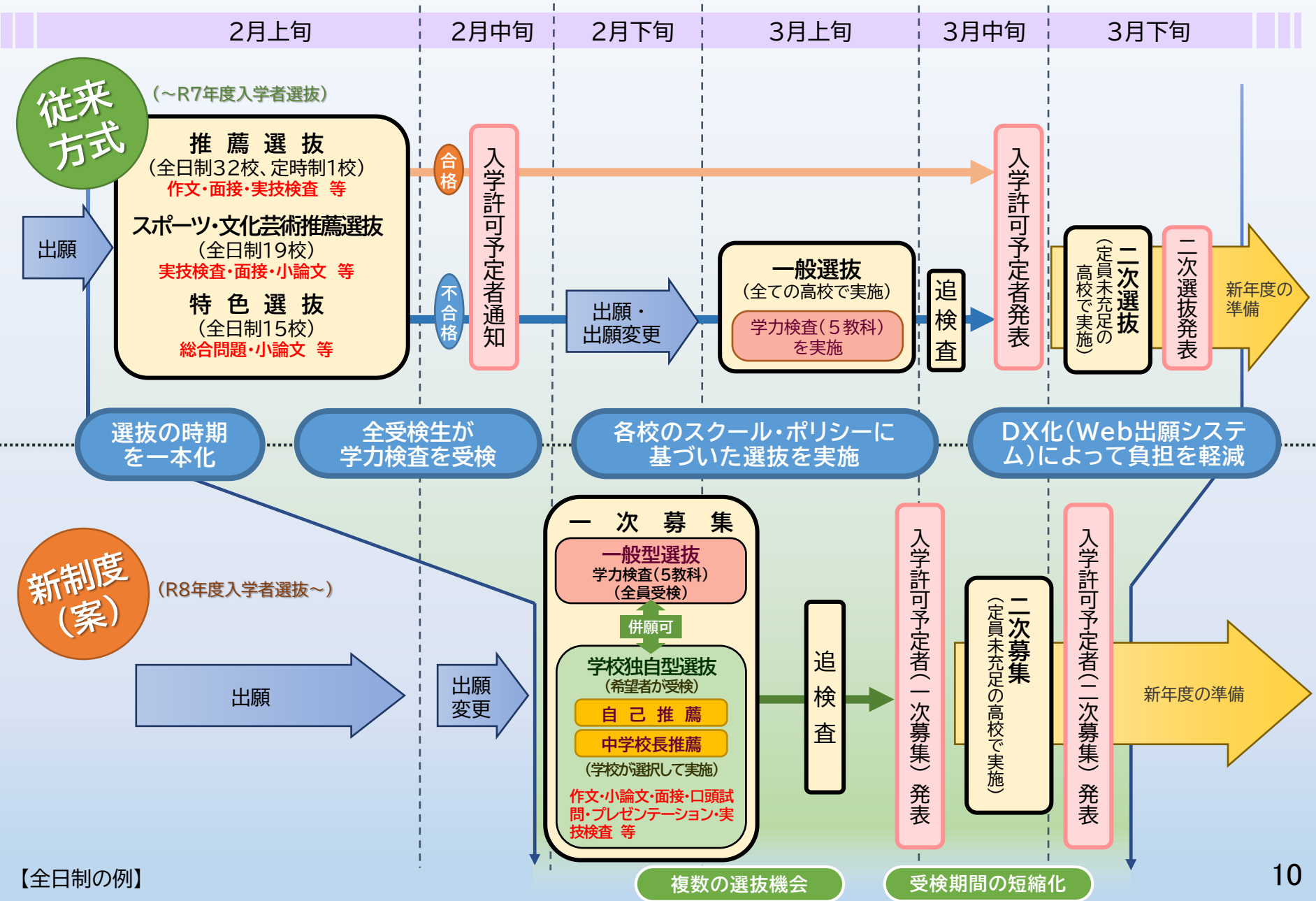
第4 その他

この大綱に定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、県教育委員会が入学者選抜要項で定める。

第3 その他

入学者選抜実施要項の作成にあたっては、各高等学校は、入学者選抜実施要項を作成し、県教育委員会を通じて公表する。

滋賀県公立高等学校入学者選抜制度大綱 概要について



【全日制の例】

✓ 現行の選抜を統合して一本化

- ・「推薦選抜」、「スポーツ・文化芸術推薦選抜」、「特色選抜」、「一般選抜」を1つの日程に集約
- ・全ての受検者(全日制・定時制)が学力検査(5教科)を受ける
- ・一次募集で、学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的な観点でみる「学校独自型選抜」および主として学力を評価する「一般型選抜」の、2つの選抜を実施
- ・日程の過密化や多数の不合格者が出ることへの心理的負担を解消

✓ 各高校がスクール・ポリシーに基づいた「学校独自型選抜」の実施

- ・自己推薦、中学校長推薦の両方を実施可能
 - ※各学校が片方のみ実施するか、両方を実施するかを選択する
 - ※自己推薦では活動実績報告書を提出
- ・学校独自検査を実施 ※作文、小論文、面接、口頭試問、プレゼンテーション、実技 等
- ・各校は自校が求める生徒像に基づいた要件を事前に示す

✓ Web出願、採点補助システムの導入

- ・志願事務、入学事務、採点業務の負担軽減
 - ※検定料の電子納入、紙書類の大幅削減、集計等の即時化による時間短縮、Web上での合格発表 等

✓ 入試日程変更

- ・進路の最終決定を現状よりも1週間程度早め、高校入学に向けた準備期間を確保

選抜日程の一本化

令和7年度入学者選抜まで

推薦選抜

(全日制32校、定時制1校)

出願先高校が示す推薦要件にふさわしく、中学校長からの推薦を受けた者を対象とする

書類 推薦選抜入学願書、推薦書 等

検査 作文・面接・実技検査 等

スポーツ・文化芸術推薦選抜

(全日制19校)

出願先高校が示す推薦要件を満たし、中学校長からの推薦を受けた者を対象とする

書類 スポーツ・文化芸術推薦選抜入学願書、推薦書 等

検査 作文・面接・実技検査 等

特色選抜

(全日制15校)

※ 中学校長からの推薦を必要としない

書類 特色選抜入学願書、志願理由書 等

検査 総合問題、小論文 等

一般選抜

(すべての高校で実施)

受検者は5教科の学力検査を受検する

検査 学力検査(5教科)

2月上旬

3月上旬

学校独自型選抜
への集約

選抜時期の
一本化

2月下旬

令和8年度入学者選抜から

■ 各校の特色を踏まえた選抜 ■ 選抜機会の保障 ■ 生徒・教員の負担の軽減

一次募集

☆すべての受検生が学力検査(5教科)を受検
☆一度の受検で2回の選抜機会

■学校独自型選抜

・各校の特色に応じた方法を組み合わせ、学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を多面的に評価して選抜を行う

例:

作文・小論文・面接・口頭試問
プレゼンテーション・実技 等

・希望者のみが受検

自己推薦

学校が選択実施(併用可)

中学校長推薦

■一般型選抜

学力検査と個人調査報告書(学習の記録、9教科)により選抜

※従来の一般選抜と同じ

併願可

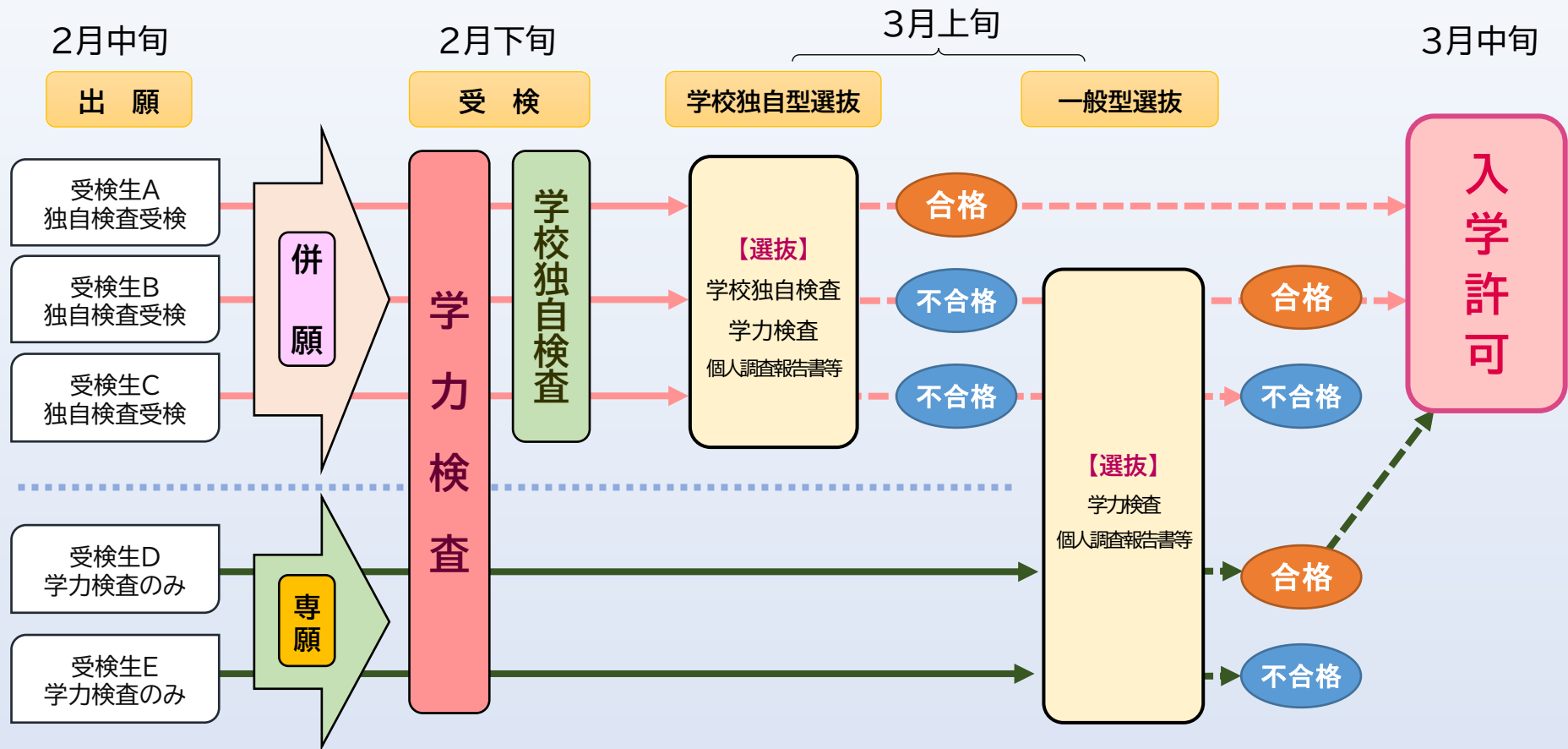
追検査(3月上旬)
二次募集(3月中旬)
も実施

一次募集について

概 要	1	<p>現行の推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜、一般選抜の日程を1つに集約</p> <p>➢ 日程の過密化や多数の不合格者が出ることへの心理的負担を解消</p>
	2	<p>学校独自型選抜(自己推薦、中学校長推薦)と一般型選抜の併用</p> <p>➢ 学力をみる検査だけでは測れない資質・能力を測ることを主とした選抜方法(入学志願者本人の記載する資料を積極的に活用する自己推薦と、中学校長の推薦に基づき個人調査報告書を主な資料とする中学校長推薦)と、<u>学力検査を主とした選抜方法</u>とを併用</p> <p>➢ 学校独自型選抜は、実施校が自己推薦と中学校長推薦の片方のみを実施するか、両方を実施するか選択して実施</p>
	3	<p>教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針を明確化</p> <p>➢ 主体的な進路選択を推進</p>
	4	<p>学校独自型選抜において各高校、各学科の特徴となる学びのリーダーとなる生徒を選抜</p> <p>➢ <u>スクール・ミッションの実現</u></p>

実 施 内 容	1 実施時期	2月下旬ごろ(2日間)
	2 募集枠	<p>○学校独自型選抜：各高等学校において決定 ※全日制は全校で実施、定時制は各学校が実施について判断</p> <p>○一般型選抜：募集定員から学校独自型選抜による入学許可予定者を除いた人数</p>
	3 出願	<p>○Web出願方式(合格発表含む)</p> <p>○学校独自型選抜と一般型選抜の併願可 ○出願変更は現状維持</p>
	4 検査内容	<p>○学力検査(国語、数学、社会、理科、外国語(英語))</p> <p>○各校の特色に応じた学校独自検査 (面接、プレゼンテーション、小論文、作文、口頭試問、実技検査 などから1つ以上)</p>
	5 追検査	感染症または感染症の疑い、あるいは交通事故等の、やむを得ない事情による場合

【全日制・定時制】一次募集における出願～入学許可予定者決定の流れ



令和8年度入学者選抜実施までのスケジュール

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生
	第2回協議会 (5月)	第6回協議会 (6月)		令和8年度 入試要項公表 (6月)	
	第3回協議会 (8月)	第7回協議会 (8月)	高校ごとの 実施概要公表 (夏～秋ごろ)		
	第4回協議会 (11月)	第8回協議会 (10月)			
	第5回協議会 (1月)	★最終報告 制度改正大綱 (12月)			
第1回協議会 (3月)	★中間報告 (3月)		周知・説明 (高校、中学校、保護者)	令和8年度 入学者選抜	
【Web出願】					
調査・研究		仕様作成		システム構築	試行 周知・説明会
					運用